児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月20日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県条例第101号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第87号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	（福祉型児童発達支援センターに置くべき職員及びその員数等） 第79条　福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この条において同じ。）には、児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。次項において同じ。）を置かなければならない。 ２・３　［略］ 附　則 １～９　［略］ 10　乳児６人以上を入所させる保育所に係る第44条第２項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、１人に限って、保育士とみなすことができる。 11～18　［略］	（福祉型児童発達支援センターに置くべき職員及びその員数等） 第79条　福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この条において同じ。）には、児童指導員及び保育士のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。次項において同じ。）を置かなければならない。 ２・３　［略］ 附　則 １～９　［略］ 10　乳児４人以上を入所させる保育所に係る第44条第２項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、１人に限って、保育士とみなすことができる。 11～18　［略］
2	（入所した者及び職員の健康診断） 第14条　［略］ ２　前項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除し、停止する等必要な手続をとることを児童福祉施設の長に勧告しなければ	（入所した者及び職員の健康診断） 第14条　［略］ ２　前項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供を解除し、停止する等必要な手続をとることを児童福祉施設の長に勧告しなければ

ならない。	ならない。
（規程）	（規程）
第16条　児童福祉施設を運営する者は、規則で定める事項のうち必要な事項に関する規程を定めておかなければならない。	第16条　児童福祉施設（保育所を除く。）を運営する者は、規則で定める事項のうち必要な事項に関する規程を定めておかなければならない。 ２　保育所を運営する者は、規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
（苦情解決）	（苦情解決）
第19条　［略］	第19条　［略］
２　［略］	２　［略］
３　児童福祉施設は、その行った援助に関し、その行った措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施について県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	３　児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該援助に係る措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第４項に規定する支給認定を行った県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
４　［略］	４　［略］
（保育所に置くべき職員及びその員数）	（保育所に置くべき職員及びその員数）
第44条　［略］	第44条　［略］
２　保育士の数は、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳未満の幼児おおむね６人につき１人以上、満３歳以上満４歳未満の幼児おおむね20人につき１人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第７条第１項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法第１条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に１日に４時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき１人以上、１日に８時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき１人以上）、満	２　保育士の数は、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳未満の幼児おおむね６人につき１人以上、満３歳以上満４歳未満の幼児おおむね20人につき１人以上、満４歳以上の幼児おおむね30人につき１人以上とする。ただし、一の保育所につき２人を下回ることはできない。

４歳以上の幼児おおむね30人につき１人以上（認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね35人につき１人以上、長時間利用児おおむね30人につき１人以上）とする。ただし、一の保育所につき２人を下ることはできない。	
（公正な選考） 第48条　就学前保育等推進法第10条第１項第４号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第13条第２項の規定により読み替えられた法第24条第３項の規定に基づき当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。	（業務の質の評価等） 第48条　保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常に業務の改善を図らなければならない。 ２　保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常に業務の改善を図るよう努めなければならない。
（利用料） 第49条　法第56条第３項の規定に基づき徴収する徴収金及び就学前保育等推進法第13条第４項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあっては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。	第49条　削除
附　則 （施行期日） １　［略］	附　則 （施行期日） １　［略］
（経過措置） ２　認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年岩手県条例第68号）に規定する要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設（就学前保育等推進法第３条第３	

項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。）を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児又は満２歳未満の幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満２歳以上満３歳未満の幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第42条第６号の規定を適用しないことができる。

学級数	面　積
１学級	180平方メートル
２学級以上	320＋100×（学級数－２）平方メートル

３　特例幼保連携保育所であって満３歳以上の幼児につき第44条第２項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定（満３歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。

４　前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から３年とする。

５　前項の規定にかかわらず、附則第３項の規定による知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を６年とすることができる。

６　附則第２項から前項までの規定は、認定こども園の認定の要件を定める条例に規定する要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経

	過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、附則第３項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。	
		（経過措置）
	7　［略］	2　［略］
	8　［略］	3　［略］
	9　［略］	4　［略］
	10　［略］	5　［略］
	11　［略］	6　［略］
	12　［略］	7　［略］
	13　［略］	8　［略］
	14　［略］	9　［略］
	15　［略］	10　［略］
	16　［略］	11　［略］
	17　［略］	12　［略］
	18　［略］	13　［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。		

附　則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、表１の項の改正部分は、公布の日から施行する。